

加入事業所



静岡県信用金庫健康保険組合

コラボヘルス推進のお知らせ

はじめに

超少子高齢社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつに掲げており、その対応策として、事業所と健康保険組合が連携して行う保健事業（コラボヘルス）の実施が求められています。

このコラボヘルスを推進していくにあたっては、健診結果等の個人情報を事業主と健康保険組合で共有・活用することとなりますので、※個人情報の保護に関する法律第27条第5項に基づき下記のとおり、お知らせいたします。

（参考）個人情報の保護に関する法律

（第三者提供の制限）第27条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一中略一

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

各種健康診断結果等の個人情報の共同利用について

1. 事業目的および内容

健診結果等個人データを事業主と健康保険組合が共有・活用することにより、受診状況や受診結果を適切に把握し、必要に応じて、保健指導や受診勧奨について双方より働きかけること（コラボヘルス）により、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、重症化予防など、より効果的な疾病予防事業を実施します。

2. 共同利用する個人データ

- ①「生活習慣病健診」「人間ドック」「婦人科検診」「特定健診」「特定保健指導」等、健康保険組合で取り扱う各種健診を受診した被保険者にかかわる、氏名・性別・生年月日・事業所名・記号・番号・資格取得・喪失日・健診種別・健診機関・健診日・健診結果（健診データ）・指導内容。
- ②健診未受診者の情報
- ③事業主健診を受診した30歳未満の被保険者にかかわる、氏名・性別・生年月日・事業所名・記号・番号・資格取得・喪失日・健診種別・健診機関・健診日・健診結果（健診データ）・指導内容。

3. 共同利用する者の範囲

加入事業所／人事労務担当

(責任者)人事労務担当部門責任者

健保組合／総務課 保健事業担当

(責任者)常務理事 TEL:054-282-2336



本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報は含まれません。また、本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合は、事業所もしくは健保組合にお申し出ください。

ご自分の体を大切にしてください！

早期には自覚症状が無く、症状が現れた時には既に進行しているという病気は少なくありません。症状の無い病気を早期に発見するためには、無症状のうちから定期的な健康診断を受けることが大切です。

そして健診で、要治療・要精密検査・要再検査など所見のあった方は、症状がなくてもなるべく早く医療機関を受診してください。自己判断や多忙などを理由に治療を放置するのは絶対にやめましょう。病気が進行し重症化してしまってからでは、貴方にかかる身体的・経済的・時間的な負担は大変に大きくなってしまいます。進行すると命にかかわるような病気でも、早期であれば治せる可能性も高まり治療も軽く済むことが多くなるのです。

年に一度の健康診断をしっかりと受け、所見があったら早期に医療機関を受診しましょう。

どうぞ、ご自分の体を大切にしてください！

